

発議第 3 号

カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見
書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するもの
とする。

令和 8 年 10 月 15 日

伊勢市議会議員 神 谷 明 子

伊勢市議会議員 大 野 寛 文

カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書

我が国における診療録（カルテ）等の医療記録は、医療の安全性及び継続性の確保、説明責任の履行並びに医療事故の検証を支える基盤であり、国民の生命及び健康を守るための重要な社会的基盤である。現行制度においては、診療録（カルテ）の保存期間は、医師法に基づき「5年間」とされており、また、病院日誌、手術記録、処方せん、看護記録、エックス線写真等の各種診療に関する諸記録については、医療法施行規則により「2年間」の保存期間が定められている。しかしながら、慢性疾患、アレルギー疾患、自己免疫疾患等の長期管理が必要な疾患の増加に加え、治療後相当期間を経て症状が顕在化する事例や、複数疾患を併存する高齢患者の増加等の医療環境の変化を踏まえると、診療経過の長期的把握の必要性はますます高まっている。

また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（mRNA ワクチン）や、遺伝子医療、再生医療等の新しい医療技術については、長期的な経過観察と検証の重要性が指摘されており、医療記録の継続的な保全是、科学的検証の基盤としても重要である。診療経過、投薬歴、検査結果等の診療情報の連続性が確保されることは、適切な診断・治療選択に資するのみならず、重複検査・重複投薬の防止、医療安全の向上、医療紛争や救済手続の円滑化にも寄与する。さらに、救急医療や災害医療等において、過去の診療情報を迅速に参照できる体制の必要性も高まっている。

国は現在、全国医療情報プラットフォームの構築、電子処方箋、オンライン資格確認等の医療 DX 推進を掲げ、医療情報の利活用による医療の質の向上や医療提供体制の効率化を目指している。医療 DX を実効性あるものとするためには、必要な医療データが十分な期間にわたり安全かつ確実に保全される制度の整備が不可欠である。また、電子カルテの普及により保存手段の高度化が進む中で、医療機関に過度な負担が生じないように、適切な制度設計と支援策の整備が求められる。

よって国においては、下記の事項を早急 to 実施されるよう強く要望する。

記

- 1 カルテ等医療記録の保存期間について、疾病特性及び診療の継続性の観点を踏まえた区分設定を含め、現行制度の妥当性を検証し、必要な見直しを行うこと。
- 2 医療機関の過度な負担とならないよう、電子カルテ保存の標準化、国・自治体・医療機関の役割分担及び費用負担の在り方について具体的な検討を進めること。
- 3 カルテ等医療記録の長期保存に必要なセキュリティ対策及びデータ保全体制について、国として技術的及び財政的支援策を講ずること。
- 4 カルテ等医療記録の長期保存に当たり、患者が自己の医療情報に適切かつ円滑にアクセスできる仕組みを整備すること。

- 5 カルテ等医療記録の長期保存に際しては、個人情報保護法に基づく安全管理措置を徹底しつつ、医療の安全及び質の向上に資するデータ利活用の環境整備を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

伊勢市議会議長 北村 勝

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		

発議第 4 号

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和 8 年 10 月 15 日

伊勢市議会議員 辻 孝 記

伊勢市議会議員 大 野 寛 文

伊勢市議会議員 森 下 知 世

伊勢市議会議員 青 沼 陽一郎

伊勢市議会議員 楠 木 宏 彦

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和 42 年（1967 年）に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和 46 年（1971 年）には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ歴代内閣もこれを堅持してきました。

我が国は、世界唯一の戦争被爆国であり、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないという決意のもと「核兵器のない世界」を希求し、平成 6 年（1994 年）以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきました。さらに、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられます。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い非核三原則の見直しを懸念する声があります。

核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものです。

当市においても、平成 18 年 7 月 11 日に「世界の恒久平和は、人類共通の願いです。私たちは、世界で唯一の核被爆国民として、また、日本国憲法の精神に基づき、核兵器の廃絶と軍備縮小を全世界に訴えるとともに、『持たず・作らず・持ち込ませず』の非核三原則が完全に実施されることを希求し、市民の平和と幸福を願い、ここに『非核平和都市』を宣言します。」と「非核平和都市」を宣言しました。

近年の緊迫する国際情勢や安全保障環境の変化の中にあっても、非核三原則は我が国が平和国家として歩む上での基本原則であり、将来にわたり堅持されるべきものであります。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地をはじめとする国民の思いをしっかりと受け止め、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 非核三原則を将来にわたって堅持すること。
- 2 核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮・核不拡散の取組を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

伊勢市議会議長 北村 勝

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
総務大臣
防衛大臣

} 殿

発議第 5 号

常任委員会の閉会中の継続審査・調査について

常任委員会 閉会中継続審査・調査申出事件一覧表

1 総務政策委員会

(1) 事件

所管事業の令和 8 年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査

(2) 理由

総務政策委員会が所管する事業のうち、次の事業の進捗及び予算執行の状況等について、詳細な調査・検討を行うため

- ・ 外部人材活用事業
- ・ 公共施設マネジメント事業
- ・ 地域活動デジタル化推進事業
- ・ 防犯カメラ設置推進事業
- ・ 歴史博物館管理運営事業

(3) 期限

調査終了まで

2 教育民生委員会

(1) 事件

所管事業の令和 8 年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査

(2) 理由

教育民生委員会が所管する事業のうち、次の事業の進捗及び予算執行の状況等について、詳細な調査・検討を行うため

- ・ こどもの悩みよりそい支援事業
- ・ こども誰でも通園給付事業
- ・ 市立保育所こども誰でも通園事業
- ・ がん患者支援事業
- ・ ごみ減量化容器設置補助金
- ・ 体育・文化活動支援事業
- ・ 子ども読書推進事業

(3) 期限

調査終了まで

3 産業建設委員会

(1) 事件

所管事業の令和8年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査

(2) 理由

ア 産業建設委員会が所管する事業のうち、次の事業の進捗及び予算執行の状況等について、詳細な調査・検討を行うため

- ・排水機維持管理経費（機能更新）
- ・獣害防止事業
- ・地域商業活性化事業
- ・旅客誘致推進事業
- ・御遷宮誘客宣伝事業
- ・住宅・建築物耐震改修等促進事業

(3) 期限

調査終了まで

発議第 6 号

子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和 8 年 10 月 15 日

伊勢市議会教育民生委員会
委員長 吉 岡 勝 裕

子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書

- 1 厚生労働省の「国民生活基礎調査（2025）」によると、「子どもの貧困率」は11.0%、おおよそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.7%と極めて高く、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率（6.7%）を大きく上回っています。そのような中、物価高が収まらず、実質賃金の低下の影響を受けて、ひとり親家庭で育つ子どもたちをとりまく環境は厳しい状況が続いています。

このような中、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」が策定されました。この計画では、子どもの貧困を「子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題（病気や発達の遅れ、自尊心や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況」ととらえています。貧困の連鎖を断ちきるための教育に関わる公的な支援は極めて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させる取組を含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど改善すべき課題があります。また、専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについても、国の責任においてさらに進めていくことが求められます。

全ての子どもが安心して教育を受けられるように、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めます。

- 2 全国的に「教職員不足」「欠員」の問題が深刻化しています。三重県においても2023年度以降、4月当初から欠員が生じており、状況は学期を追うごとに深刻化する傾向にあります。学校現場に教職員が適正に配置されていない現状は、子どもたちの教育に直接影響を及ぼす極めて重大な問題であり、教育現場の多忙化をさらに深刻化させるものです。

教職員定数に関わっては、2025年度には小学校の全学年で35人学級が実現されました。また、中学校でも2026年度より段階的に35人学級が進められることとなり、徐々に改善が図られています。2025年6月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立しました。その附則において、「教職員定数の標準の改定」「支援人材の増員」等が示されました。

少しずつ変わってきているところはあるものの、私たちの求めるものとは程遠い不十分な状態です。特に、病休や産育休における代替教職員の不足、少数職種の整備体制の不十分さは大きな課題となっています。また、在籍する児

児童生徒が増加傾向にある特別支援学級、特別支援学校の学級編制基準、幼稚園・こども園や高等学校の教職員定数改善について道すじが示されていないことも大きな課題です。

教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながります。子どもたちが安全・安心に学べる学校にしていくためにも、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び全ての校種における新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

一方、教育費の公財政支出は OECD 加盟諸国の平均 11.5% に対して日本は 8% で、37 か国のなかでは 4 番めに低い水準となっており、結果として私費負担の割合が高い状態です。物価の高騰による保護者の負担増など、家計の厳しい状況が続く中、教育の ICT 化に伴う機器の整備費や通信費等、新たな保護者負担も生じています。OECD から「教育の質を高め社会を支える人材を育てる必要がある」との指摘を受けており、教育費の公財政支出を充実させ、保護者負担の軽減を図ることは喫緊の課題です。

教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

「豊かな学び」を実現するため、また、公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが山積する教育課題の解決へとつながると考えられます。教職員定数改善計画の策定・実施および教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行と教育予算拡充を求めます。

- 3 2025 年 3 月 31 日、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書が防災担当相に手渡されました。想定される死者数は最悪の場合 29 万 8000 人、津波によるものが最も多くなると予想されています。防潮堤の建設や津波避難タワーの整備など、迅速な避難に向けた取組が進んだにも関わらず、死者数が前回の予想 32 万人から 8% ほどの減少にとどまっています。

2024 年 1 月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の 25.2% にあたる 124 校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち 115 校は避難所に指定されています。時間的に余裕を持って避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。

災害は、いつどこで発生するかわかりません。避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の充実が不可欠です。避難生活などで体調を崩して亡くなる「災害関連死」の防止をはじめ、性やプライバシーに関する課題への対応、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、

まだまだ改善すべき課題は山積しています。

子どもたちの安全・安心を確保するため、過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、巨大地震等を想定した防災対策の充実を求めます。

- 4 教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

かつては、義務教育費国庫負担制度の対象であった教材費等は、1985 年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっています。教育の現場では、急速に ICT 化が進められ、一人一台端末の整備が行われました。この間、その整備状況における自治体間格差を埋めるための国によるさまざまな予算措置により、一定の成果が見られました。しかし、学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況にも地域間格差があり、改善が求められています。

学校において教員と連携・協働しながら役割を果たすスタッフ職としての情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは読書活動や図書管理を担う学校司書については、地方財政措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置となっています。結果として自治体間格差が生じている状況です。

憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、教育環境整備に係る様々な面で自治体間での大きな格差を生じさせず、「教育水準の維持向上」を図るため、義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置対象の拡充を含めた制度のさらなる充実を求めます。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

伊勢市議会議長 北村 勝

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		